

京町家保全・活用推進条例(仮称)の全体フレーム(案)

論点①
＜京町家の保全・活用に向けた基本理念＞
① 京町家は、本市固有の景観を形成している趣のある町並みや、個性豊かで先駆的な生活文化を象徴するものであり、市民の貴重な財産であること
② 所有者、居住者、事業者、市民等、自治組織及び市民活動団体等その他の団体並びに本市が相互に連携して取り組むこと

前 文(条例制定の趣旨等)

基 本 理 念 等
○ 目的(京町家の保全・活用を総合的かつ計画的に推進)
○ 定義(京町家、自治組織、市民活動団体等)
○ 京町家の保全・活用に向けた基本理念

論点②
＜本条例が対象とする京町家＞
本市の区域内に立地する木造の建築物で以下の要件を備えるもの
・ 伝統的な構造及び出格子、虫籠窓などの特徴的な意匠を有するもの
・ 建築基準法施行前に建築されているもの

特徴的な意匠の例
・ 玄関戸：大戸、木格子戸・木枠ガラス戸
・ 外 壁：土壁、しっくい壁
・ 開口部：出格子、平格子、腰壁＋格子虫籠窓、木枠ガラス窓、格子
・ 屋 根：瓦葺きで平入りの大屋根 など

各主体の責務・役割
○ 本市、所有者、居住者、事業者、市民等、自治組織及び市民活動団体等の責務・役割

京町家の保全・活用の推進に向けた基本的な取組

京町家保全・活用審議会

論点③
＜各主体の責務・役割＞
○本市：京町家の保全・活用を総合的な推進、各主体の参加、協力の促進
○所有者：所有する京町家の保全・活用
○居住者：居住する京町家の適切な使用
○事業者：京町家の保全・活用への協力、事業活動に当たっての配慮
○市民等：京町家の保全・活用への協力
○自治組織及び市民活動団体等：所有者、居住者、京町家の保全・活用を図る者への支援、その他保全・活用の推進に積極的な役割を果たす

京町家保全・活用推進計画(仮称)の策定
○ 京町家の保全・活用の推進に関する目標
○ 各主体の責務・役割に応じた取組

京町家の保全・活用を推進するための施策
・ 京町家の維持、修復及び改修の推進
・ 京町家の継承及び活用の推進
・ 京町家の改修等に関する技術の継承の推進
・ 普及啓発
・ 自治組織及び市民活動団体等の自主的な活動の支援
・ 交流の促進
・ 表彰

京町家の取り壊しに関する手続き等

不動産事業者による京町家購入者等への情報提供(努力義務)

解体工事業者による京町家所有者への情報提供(努力義務)

※ 詳細については、資料4「京町家の保全・活用を推進するための支援策と、取り壊しの危機を事前に把握し、保全及び活用に繋げる仕組み(案)」を参照